

企業版ふるさと納税 で野々市市の地方創生の取組を

応援していただける企業を募集しています！



住民票の届出窓口の
ディスプレイと
市公式ホームページで
企業名を紹介！
PRIに繋がります！

野々市市



野々市市まち・ひと・しごと創生推進事業(寄附対象事業)

しごとを創る事業
野々市の強みを活かした産業を育成する

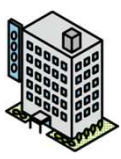
ひとの流れを創る事業
誰もが活躍でき、選ばれるまちにする

魅力的なまちを創る事業
便利で安全・安心なまちにする

「ののいち」ブランディングを推進する事業
「ののいちライフ」の発信／SDGsの推進／デジタル技術の活用

横断的な戦略

寄附をしていただくメリット



税制上の優遇措置



社会貢献・SDGs推進による
企業のイメージアップ



野々市市との
パートナーシップの構築



市長より感謝状の贈呈

お問い合わせ・寄附のお申し出先

野々市市 総務部 企画財政課 企画係

☎076-227-6028 ✉kikakuzaisei@city.nonoichi.lg.jp

制度の詳細については
裏面をご覧ください。

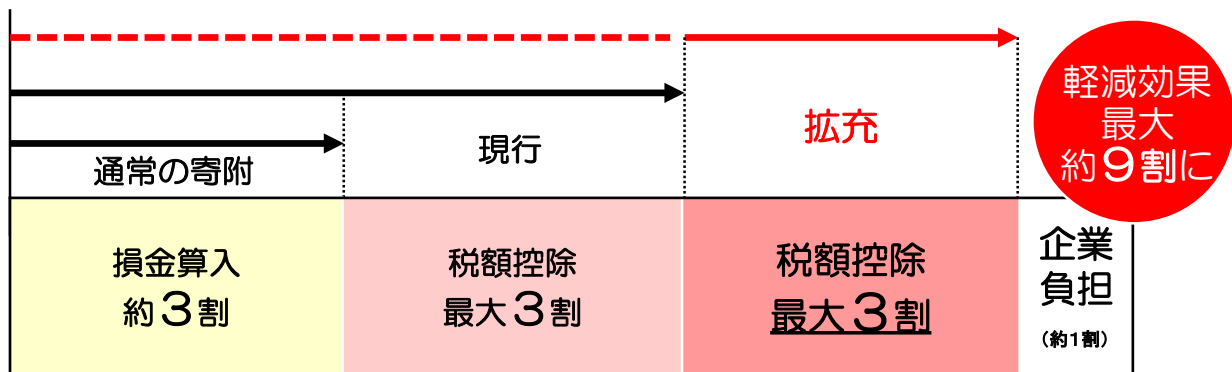


企業版ふるさと納税の大幅な見直し（令和2年度～）

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直します。

これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなります。



(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減
 ※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用

制度活用にあたっての留意事項

(従来どおり)

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
 - 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
 例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 有利な利率で貸付をしてもらう。
 - 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
 この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
 例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
 - 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村*
- ※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

制度活用の流れ

